

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）①

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付
初等中等教育局長通知

研修の実施等関係

- ☑ 各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずること。
- ☑ 研修等に当たっては、以下の点を含め、今一度周知を徹底すること。
 - ・教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること
 - ・児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと

被害の未然の防止関係

- ☑ 被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要。
- ☑ 執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じること。
- ☑ 盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要。
- ☑ 教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、以下の点を徹底すること。
 - ・教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること
 - ・学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすること

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）②

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付
初等中等教育局長通知

相談体制の整備、厳正な処分関係

- ☑ 児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査を実施すること。
- ☑ 被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備に取り組むこと。
- ☑ 各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行うこと。
- ☑ 相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応すること。
- ☑ 教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分を徹底すること。

参考URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

【教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について】

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をポータルサイトにまとめています。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針

令和4年3月18日
文部科学大臣決定
令和5年7月13日改訂

①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針

(令和4年3月18日 文部科学大臣決定 令和5年7月13日改訂)

②児童生徒性暴力等の特徴について (講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授)

児童生徒性暴力等の類型

- 一口に児童生徒性暴力等と言っても実際には多様である。
- 性暴力の規制、加害行動をした教師の性格や特徴、性暴力の認識や状況等が異なる。
- 海外の研究知見と日本における事例を比較し、自校の児童生徒に対する児童生徒性暴力等について類型化を促す。
- すべてが類型に含まれていないが、類型化は対象理解の第一歩であり、対応を考えるうえでも有益であると考えられる。
- 児童生徒性暴力等に特徴的：「関係パワー乱用型」「てなげ型」「教育者観望型」

行為者が教職員というだけで、一般の性暴力と変わらない：「性暴力型」

③事実調査のための面接－司法面接を参考に－ (講師：仲真紀子 北海道大学名誉教授)

①自由報告

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。

①問いかけ：何があったか (最初から最後まで/全部) 話してください

②時間の分割：Aの前、A～Bの間、Bの後にあったことを全部話してください

③手がかり質問：(さっき言った)Aについてもっと話してください

④それから質問：そして、それで、あとは

④教育委員会等における取組事例集・教育職員向け研修用動画 (講師：上谷さくら 弁護士、藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授 後藤弘子 千葉大学大学院教授)

教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集

一学校での研修から子供を守る

考えてみよう！
こんな場面でもかまら、対応出来ますか？

文部科学省
初等中等教育局

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること、②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること、③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
 ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
 ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 ・ 都道府県教委に設置
 ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

- 児童生徒や保護者が悩みを誰かに聞いてほしいと考えた際に、**すぐに相談・支援に繋がることができる体制を整備することが重要**です。これまでも、
 - ・ **1人1台端末を活用し、子供のSOS相談窓口を集約して周知することや、**
 - ・ その際、各種相談窓口の情報が、相談支援を必要とする児童生徒に確実に届くよう、**1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口に繋がれるようにすること**等を周知してきたところです。
- 各教育委員会におかれては、今般の性暴力事案や最近の生徒指導上の様々な状況も踏まえ、**児童生徒やその保護者が日常的に安心して相談できる環境が整備されているかどうかについて再度確認**するとともに、**引き続き、必要な環境の整備と、その周知をお願いします。**

<相談窓口の整備・周知の具体例>

- ・ 児童生徒が常日頃からアクセスする頻度の高い**ブラウザの初期ページやポータルサイトなどへの掲載**
- ・ 相談窓口に関する情報の**ブックマークや、端末のデスクトップなどへの掲載**
- ・ 1人1台端末から**直接相談できる相談窓口**（チャット、心の健康観察など）の**整備・周知**等

事件・事故の発生時や休暇前などの相談需要が増える時期においては、改めて児童生徒や保護者に必要な情報が届くよう、再度周知徹底をお願いします。

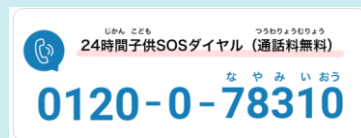
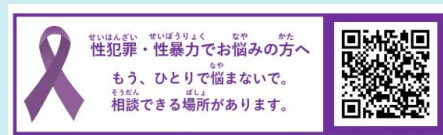
- また、相談があった場合には、各教育委員会において、**警察等の関係機関と迅速に連携するなど適切に対応**するようお願いいたします。

<子供のSOSの相談窓口>

文部科学省ウェブサイトでは、下記のような、性犯罪・性暴力、不登校など、お困りごとに対応可能な窓口を一覧化しています

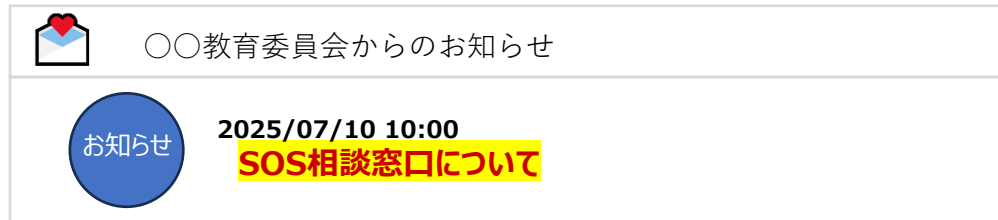


こちらからアクセス





1人1台端末を活用した相談窓口の周知例

●学習e-ポータルのお知らせへの掲載



子供のSOS相談窓口

 
こちらからアクセス

いじめで困ったり、ともだちや先生のことでも不安や悩みがあったりしたら、
1人で悩まず、いつでもすぐ相談してください。

- 【自治体のSNS相談】[QR]
- 【民間の相談窓口】[QR]
- 【24時間子供SOSダイヤル】
なやみいおう
0120-0-78310（通話料無料）

●ブラウザのブックマークへの掲載機能



●デスクトップアイコンとして相談窓口を掲載



安全な社会を創るための匿名通報事業

事業目的

犯罪組織からの報復や嫌がらせのおそれがあり、
通報を躊躇する事犯

被害者の置かれた立場等から、本人からの申告が
期待しにくく、被害が潜在化しやすい事案



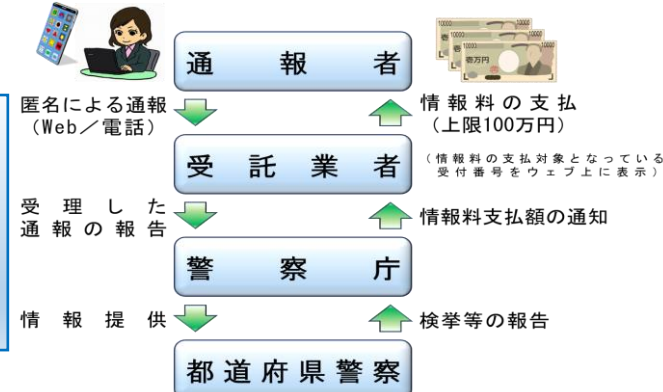
『匿名』で通報を受け付け、警察が捜査等に活用



犯罪の検挙や組織実態の解明、被害者の早期保護

通報手段

電話 / Web
(受託業者対応)



対象事案

- ①暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等
- ②薬物事犯
- ③拳銃事犯
- ④特殊詐欺
- ⑤少年福祉犯罪
- ⑥児童虐待事案
- ⑦人身取引事犯
- ⑧オンラインカジノ賭博事犯
- ⑨犯罪インフラ

情報料

事件検挙、被害者保護等への貢献度に応じて、最大10万円（犯罪組織の壊滅に資する情報については最大100万円）の情報料が支払われる

特殊詐欺

犯罪組織

人身取引

拳銃

薬物

偽装結婚

オンラインカジノ

児童買春

児童虐待

匿名通報

見逃すな犯罪!! 求む情報!!

有力情報には最大10万円
犯罪組織の壊滅に繋がる情報には
最大100万円を支給!

電話・ウェブサイトから匿名で情報提供できます。情報は警察に通報し、捜査等に役立てます。

オンライン受付

URL www.tokumei24.jp 右記二次元コードでウェブサイト
匿名通報 検索 サイトにアクセスできます



●匿名通報ダイヤル

とくめいほう

やってサンキュー

電話受付 (通話料無料)



0120-924-839

月～金 10:00～17:00

時間外の場合は翌受付時間内か、24時間受付ホームページ、または、携帯サイトから通報をお願いします。

! 緊急の場合は110番して下さい! ※110番は、匿名通報ダイヤルへの通報として取り扱われません。

※支給額は情報に基づく捜査等への貢献度によって確定します (最大100万円)。※本事業は、警察ではなく委託者が情報提供を受けておりますが、匿名性の厳守については十分に配慮しております。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> ・教員等及び教育保育等従事者による 児童対象性暴力等の防止 に努める ・児童対象性暴力等の 被害児童等を適切に保護 する	<u>国（第3条第2項）</u> ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な 情報の提供、制度の整備 等の施策を実施
対象事業者に求められる措置等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>初犯対策</p> <p>(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） <p>(2) 被害が疑われる場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査（第7条第1項等） 被害児童の保護・支援（第7条第2項等） <p>(3) 教員等の研修（第8条等）</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>再犯対策</p> <p>(4) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） 民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項） 確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>特定性犯罪前科の確認対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ㊩ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ㊰ 罰金：刑の執行終了等から10年 </div> <p>防止措置の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。 	<p>○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）</p> <p>○ 情報の秘密保持義務（第39条）</p>
	<p>○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）</p> <p>○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）</p> <p>○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）</p>	
指導・監督	<p><u>安全確保措置の指導・監督</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等） 	<p><u>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日